

不用品の訪問買取りに注意！

相談事例

突然、買取業者が「不用品はありませんか？」と自宅に来訪した。使わなくなった食器やネックレス等のアクセサリーが数点あったことを思い出し、買取業者にそれらを差し出した。その中に高価なネックレスが一点含まれていたが、全部で2万円程の査定額にしかならなかった。買取業者が怖かったので、提示された査定額で承諾し、契約書面にサインした。買取料2万円を受け取り、品物を売却した。

しかし、冷静に考えるとあまりに買取料が安価だったので、売却した品物を取り戻したい。



〈相談員がアドバイスした内容〉

このような取引を訪問購入といい、2013年2月から特定商取引法(*)の規制を受けることになりました。主な規制として、以下のものがあります。

- 「買い取りに来てほしい」等と消費者が求めているにもかかわらず、買取業者が突然、消費者の自宅を訪れ、不用品の買い取りを行うことは禁止されています。
- 買取業者は契約時に契約書を交付しなければなりません。
- 契約書面交付から8日間はクーリング・オフが可能であり、その旨が契約書に記載されていなければなりません。なお、クーリング・オフ期間中は、消費者(売主)は品物を買取業者に渡さず、手元に保管しておくことも可能です。
- なお、最近は事前に電話で訪問の予約をしてくるケースが多くみられますが、慎重に判断し、不要ならきっぱり断りましょう。

(*)特定商取引法＝訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引を対象に、事業者が守るべきルールとクーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めた法律。

見守りのポイント

- 不用品の買取業者は古物商の許可を受けていることが必要なので、**古物商許可証**を見せてもらおうと安心でしょう。
- クーリング・オフで、引き渡した品物を取り戻す際、どのような品物をいくらで売却したのかがわかりにくいため、契約前に契約書に買取商品の明細がわかりやすく書かれているか確認しましょう。

このようなトラブルは高齢者に多くみられるので、周囲の方々の見守りで、悪質な手口から高齢者を守りましょう！

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111